(三)　被災住宅用地の所有者等が、平成三三年三月三一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものとして取得した土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる当該土地の所有者の範囲を当該土地の所有者等、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

(四)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積の算定方法等について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

(五)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した償却資産の所有者、当該滅失し、又は損壊した償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三三条関係）

6　軽自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した軽自動車等（以下「被災軽自動車等」という。）に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災軽自動車等の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三四条関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第二十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　所得税法等の特例（第四条―第十四条）
第三章　法人税法等の特例（第十五条―第三十三条）
第四章　相続税法等の特例（第三十四条―第三十八条）
第五章　登録免許税法の特例（第三十九条―第四十一条）
第六章　消費税法等の特例（第四十二条―第四十八条）
第七章　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例（第四十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2　次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二　確定申告書　所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

三　修正申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

四　更正請求書　国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

五　棚卸資産　所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。

六　不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得　それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。

七　不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額　それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額をいう。

八　減価償却資産　所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。

九　国内　所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。

3　次条及び第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　人格のない社団等　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二　法人課税信託　法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。